

令和3年第8回農業委員会総会議事録

令和3年8月2日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年8月2日(月)

午後3時5分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第45号 農地法第3条許可について

議案第46号 農地法第4条許可について

議案第47号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第48号 農地法第5条許可について

議案第49号 非農地証明について

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第46号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第47号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第48号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第49号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第50号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第51号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第52号 農用地利用集積計画の失効について

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	3 番 金 丸 忠 弘	4 番 久 保 田 章 生
5 番 鬼 塚 健 太	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美	14 番 持 原 義 信
15 番 小 倉 俊 博	17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一
19 番 川 越 達 也	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 蘭 香	23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎

5. 欠席委員

2 番 岡 武 義	6 番 川 野 富 男	7 番 川 越 定 光
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	16 番 佐 藤 裕 次 郎


6. 事務局出席者


局長	高吉哲生	農地調整係長	川越昌志
次長	西領敏一	農地調整係主査	山之上智美
次長補佐兼総務係長	鍋島雅俊	農地調整係主任主事	領家健志
総務係副主幹	迫田秀一朗	農地調整係主事	吉蘭京花
総務係主任主事	新川竜太郎		


7. 市長部局出席者

なし

署 名 委 員

議 長 松田美 

委 員 金丸忠弘 

委 員 外園香 

午後 3 時 5 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 8 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、2 番岡武義委員、6 番川野富男委員、7 番川越定光委員、10 番川越忠次委員、11 番長友紘子委員、16 番佐藤裕次郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番金丸忠弘委員、22 番外蘭香委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 45 号「農地法第 3 条許可について」は 21 件でございます。

議案第 46 号「農地法第 4 条許可について」は 5 件でございます。

議案第 47 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 48 号「農地法第 5 条許可について」は 37 件でございます。

議案第 49 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定について」は 67 件でございます。

以上、審議件数は 133 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、10 万 6,596 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、8 万 2,668 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第 45 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第3条許可について説明します。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、5名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの番号108、110、3ページの番号116、6ページの番号125、7ページの番号127が該当しますが、番号108、110は売買価格が地域の相場より高いため、番号116、125、127は、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページの113番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号112を御覧ください。

本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

最後に、番号 113 を御覧ください。

受人の経営面積が 0 平方メートルとなっておりますが、西都市で 1 万 420 平方メートル耕作しており、農地法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、西都市農業委員会には、全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

同様に、他市町村と併せて総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、5 ページの番号 123 がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページの 114 番から 4 ページの 116 番までを議題とします。

○事務局（吉菌） 2 ページの番号 114、3 ページの番号 115、116、併せて 14 ページの議案第 48 号番号 144 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

これら 4 つの申請は、営農型太陽光発電に関する申請です。

申請内容の説明に入る前に、営農型太陽光発電に関する説明をさせていただきます。

本日お手元に資料を配付しておりますので、御参照ください。

資料の 1 ページを御覧ください。

営農型太陽光発電とは、資料の上段に記載されておりますように、「農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組」のことを指します。そして、太陽光パネルを支える支柱の部分について、農地法第 5 条の一時転用の許可が必要となっております。

次に、資料の 3 ページを御覧ください。

農地法第 5 条の一時転用の許可においては、中段「農地転用に係る取扱いの主な内

容」に記載されておりますとおり、下部の農地での営農を適切に継続できるか、農作物の生育に適した日照量を確保できているかなどの審査を行います。また、許可の条件として、許可後、年1回、農作物の収穫状況等の報告を義務づけ、適切に営農が行われているかについてチェックを行います。

また、一時転用となっておりますので、許可の期間は原則3年以内となっております、その期間において、営農上の問題がない場合は、再度許可することが可能となっております。

なお、認定農業者などの担い手が下部の農地で耕作する場合、荒廃農地を活用する場合、第2種農地または第3種農地を活用する場合は、一時転用期間を10年以内とすることができます。本案件の耕作者は認定新規就農者であることから、一時転用期間は10年になります。

次に、資料の5ページを御覧ください。

今回の4件の申請についての許可のイメージを掲載しております。

まず、先ほど御説明しましたとおり、太陽光パネルを支える支柱部分につきまして、農地法第5条の一時転用の許可が必要となっております、議案書14ページ第48号番号144の申請がこれに該当しております。

次に、農地を借りて耕作するため、農地法第3条の貸借権の設定が必要となっております、議案書3ページの番号116の申請がこれに該当しております。

最後に、太陽光パネルがある農地の空中部分につきまして、国から、営農型太陽光発電施設の設置者と下部の農地の営農者が異なる場合には、太陽光パネルを設置する農地の空中部分について区分地上権を設定するよう通知が出ており、議案書2ページの番号114、3ページの番号115の申請がこれに該当します。

なお、区分地上権とは、民法第269条の2で定義された権利であり、他人の所有する土地の地下または地上について、上下の範囲を定め、地下鉄や送電線などの工作物を所有するために設定される権利のことを言い、「空中権」や「地中権」などと呼ばれることもあります。

それでは、申請内容の説明に入ります。

資料の6ページの位置図を御覧ください。

申請地は、佐土原町下田島にあります佐土原駅から南東に約 1.3 キロの場所に位置する土地です。申請地は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となっております。

それでは、議案書 2 ページの番号 114、3 ページの番号 115 を御覧ください。

先ほど御説明したとおり、太陽光パネルがある農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請で、受人は、今回営農型太陽光発電施設の設置を行う宮崎市城ヶ崎 1 丁目に本拠を置く太陽光発電事業などを行う法人です。

申請内容は、太陽光パネルを設置する農地の上空部分地上 2.0～4.0 メートルの区分地上権の設定となっております。

次に、番号 116 を御覧ください。

本案件は、営農型太陽光発電施設の下での営農を目的とした使用貸借権を設定するための申請で、受人は佐土原町下田島在住の農家です。現在は、施設でキュウリとピーマンを耕作しております。営農型太陽光発電施設の下部の農地では、ピーマンを栽培する計画となっております。

ピーマンの栽培については、光飽和点が 30 キロルクスであり、比較的少ない日射量においても生育するとのことで、農地の上部に設置する太陽光パネルにより約 68.4% 遮光されますが、晴天の際の照度は 100 キロルクスであり、遮光率から計算して 31.6 キロルクスの日照を確保することができ、さらに設備側面からの散乱光と併せて本事業に適しているとの理由により、当該作物を栽培する計画となっております。

植え付けるピーマンは、太陽光パネルの下に区域に 1 平方メートル当たり 1 本植えるよう計画されており、約 2,000 本定植される予定となっております。

また、防風ネットを周囲に設置し、パネルの端など雨が集中的に落ちる部分についてはマルチシートを使用し病気の発生を防止、大雨や台風の後には全体的に水の散布や点滴などの対応を行うと聞いております。

なお、耕作面積につきまして、一部となっておりますが、一時転用の許可を行う太陽光パネルを支える支柱部分の面積を除いた面積となっております。

次に、14 ページの議案第 48 号番号 144 を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は、2 ページの番号 114、3 ページの番号 115 と同じでございます。

本計画では、太陽光パネルを支える杭が合計 156 本、電柱に引き込むための柱 1 本分の基礎、変電設備であるキュービクル 1 台分の基礎、パワーコンディショナー 3 台分の基礎を設置するよう計画されており、総面積は 26.43 平方メートルとなっております。

申請地は、先ほども御説明したとおり、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となっておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。その他の許可基準も充足していることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15 番（小倉委員） 農地の上に太陽光のパネルをつけて発電していくというのは私も大賛成なのですが、どれくらいの売電価格で引き合うのかというのが興味がありまして、この案件の売電価格と地上権の代価は幾らで設定されているのでしょうか。

○事務局（領家） 売電価格につきましては、キロワット換算 12 円になります。区分地上権の賃借料につきましては、年間 8 万円と議案書に記載のとおりです。

○事務局（山之上） 114 番につきましては、全ての面積に対して年間 8 万円の賃借料になっているのですが、115 番につきましては、渡人が耕作者になっていますので、115 番だけは使用貸借権となっております。以上です。

○15 番（小倉委員） ありがとうございます。

○22 番（外菌委員） 営農型太陽光というのは初めてではなく、普通一般的にあんまり光の当たらないものということで、選ばれてやっていたと記憶しておりますが、今回は露地ピーマンということで、宮崎でもこれはかなり比較対照が多い、いわゆる年に 1 回のチェックをしないといけないということで、簡単にチェックしやすい作物に挑戦されたということで理解しておりますが、もしそのチェックで、普通の慣行栽培としたときに、かなり減収なり、もし何か太陽光のパネルがあったということを理由にマイナス面が出たときには、そこら辺はどうなるのかということと、先ほども言いましたように、ピーマンというのはどこの地区でもよく栽培されておりますから、これを機に、このような営農型太陽光の設置が広がるのではないかと思って、質問させていただきました。

○事務局（領家） 営農型太陽光の報告については、毎年2月に下部の農地における農作物の状況を報告することとなっております。下部の農地における単収が、同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しまして、おおむね2割以上減収しているなど、営農の適切な継続が確保されないと見込まれる場合は、必要な改善措置を講ずるよう指導を行うこととなっております。以上です。

○22番（外菌委員） 報告は総会でされるということになっているのですか。営農型太陽光の下で栽培を行った場合、一定の収量が確保出来るのか心配な点があるということだけ伝えておきます。

○23番（蛭原委員） 2点ほどお伺いしたかったんですが、1つは外菌委員が質問されたので、それで了解したいと思います。もう1つは、土地の利用の状況なのですが、この資料の7ページを見ますと、恐らくこの農地の中身、里道とか、そういう農地でない部分が入っているのではないかと思うのですが、こういう施設を建てる場合には、そういう里道とか水路とか、そういったものの利用状況はどんなふうになっているのですか。例えばここに水路があったり道があったりした場合、ここは角地で別に利用する人はいないかと思うのですが、そこを利用するような人に対しての支障は、そういう環境の場合あるのかなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○事務局（山之上） 今回この申請地に対して、水路がもともと字図上に入っていたのですが、全体的に使用する場合には、払下げ等の協議を行ってまいります。ここが水路として機能するというのであれば、ここは事実上、耕作できないということになりますので、払下げ等の申請をしていただいて、完了した上で農業委員会に申請をしていただくという流れになっております。今回雑種地になっているところはもともと水路になっているところですので、払下げが全て完了してから申請を受理しております。以上になります。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○18番（高間委員） これは認定新規就農者で、予定作物が露地ピーマンとされていますが、露地ピーマンを許可日から10年間、この作物を変えるということはできないのですか。これが契約なのでしょうかということです。

○事務局（山之上） 今回営農型で申請を受理したときに、ピーマンを耕作するとい

うことで、ピーマンに対してのデータを提出していただいて、それを基に審査しますので、もし作物を変えるということになると、また審査のやり直しをしないといけませんので、一旦白紙に戻してから申請になると思います。以上です。

○18番（高間委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号117を御覧ください。

本案件は新規就農法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。

今回受入である代表者は、平成10年より23年間ピーマン栽培を行っておりますが、生産量を上げるため、法人を設立し、本申請に至ったものです。また、受入の経営面積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積は3,005平方メートルとなり、法第3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの123番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 46 号農地法第 4 条許可について、8 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

それでは、主な案件について説明します。

番号 21 を御覧ください。

申請人は宮崎市田野町在住の農家です。申請地は、宮崎市田野町にあります田野総

合支所から西に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は敷料に混ぜて堆肥盤で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様に「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、番号22、23です。

また、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第47号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、10ページを議題とし

ます。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号8を御覧ください。

本案件は、宮崎市佐土原町西上那珂の農地を一般個人住宅建築の目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、昭和58年1月28日に許可を得ていますが、転用が実行されずクヌギを植林、現在はクヌギを伐採し造成しています。今回、転用実行者を承継人にし、用途も露天資材置場等に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、21ページの議案第48号番号168で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第48号農地法第5条許可について、11ページから12ページの138番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号138を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市広島2丁目在住の個人など7名、受人は福井県福井市に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに土地利用計画図、4ページに排水計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町浦之名にあります高岡交流プラザから南西に約1.5キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に除外済みで、除外後は農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に防災小堤を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は浸透側溝及び浸透池を設け地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。また、雨水の排水計画につきましては、高岡農林建設課と協議していると確認が取れています。また、地元の水利を管轄する組合と環境保全・排水についての協定書を締結し、太陽光発電施設の建設に関する同意書も得ております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15番（小倉委員） 売電価格を教えてください。

○事務局（領家） 1キロワット当たり32円になっています。

○15 番（小倉委員） ありがとうございます。

○22 番（外菌委員） この添付の資料にありますように、10 号線沿いの大淀川第 2 発電所の北側ということで、見られて分かると思いますが、かなりの急傾斜地に太陽光発電施設があります。この等高線を見ていただくと分かると思いますが、かなり込んでいて急傾斜地であります。先ほどの説明にもありましたように、川谷地区の基盤強化促進事業組合と協定も結んであるということと、流量計算もされており、その流量計算に基づいて許可を出したという説明を受けましたが、事実北側の川谷地区に、この資料でもありますとおり、添付資料の 2 枚目の写真に、航空写真という記載のある部分に小さな小川があるのですが、これが数年前の台風で、開発途中だったこともあり、埋まった経緯があります。この周辺の田は、いい米ができる場所でもあり、川谷地区の一部の方は、かなり心配されていると聞いています。説明では、流量計算済みということですが、川谷地区の方々に安心できるような材料がぜひ欲しいものですから、その辺を、詳しく説明いただきたいと思います。

○事務局（領家） 今回の申請の内容につきましては、申請者と地元の川谷地区基盤強化促進事業組合と、農地転用に関する同意書の提出があったところです。同意書の内容につきましては、被害の防除策の方法と、万が一被害が生じた場合、申請人にて修復する内容となっています。

また、どのように雨水を排水するかについては、雨水は基本的に地下浸透となっております。排水計画図を載せていますが、申請地を整地して、新たに設ける浸透池に向かって雨水が集水するようになっております。また、資料の右下に様々な大きさの浸透側溝を掲載しておりますが、申請地内に浸透側溝を設け、浸透側溝内で緩やかに地下浸透するとともに、浸透側溝で処理できなかった雨水については、浸透池に集まって、そこで地下浸透することとなっております。

なお、この排水計画図は、事業者が作成した流量計算を基に作成されており、高岡農林建設課で協議しているということも確認が取れております。以上です。

○22 番（外菌委員） ある程度の内容は分かったのですが、流量計算というのは、土砂水などの排水の流量計算ができているということですね。直接は関係なく、住宅地もないのですが、静岡県の熱海市でもこの前、災害等も発生していますので、再度、流

量計算のところの説明をお願いします。

○事務局（領家） 雨水によって計算されているものだと聞いております。

○22番（外菌委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

なお、番号138番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、12ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号139を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市南方町在住の個人、受人は宮崎市大工3丁目に本拠を置く土木業を営む法人です。申請地は、宮崎市池内町にあります池内小学校から北に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を公共工事に伴う現場事務所などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、資材等はブルーシートで覆い土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断していません。

なお、同様に「農用地区域または第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、14ページの番号144、15ページの番号146です。

最後に、番号140を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字恒久在住の農家、受人は宮崎市大字恒久に本拠を置く自治会です。申請地は、宮崎市源藤町にありますニトリモール宮崎から北西に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に自治公民館を建築した

く申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、周囲にブロック等を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われまゝす。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、15ページの番号147、148、16ページの番号149、150、152です。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませぬか。

○23番（蛭原委員） 140番についてお伺ひしたいと思ひますが、土地の取得が自治会になっているわけですけれども、これはどういう条件で取得できるのかということが一つと、それからこれは無償となっていますけれども、例えば、公民館を建てる土地を個人が寄附しますよ、あげますよということだったら、こんなふうには所有権が移るのかなと一瞬思っただんですが、そこを教えていただきたいと思ひます。

○事務局（領家） 自治会に所有権が移る条件としましては、地縁団体として登録があるかを審査基準としていまして、今回、地縁団体の台帳に登録があったことから、本申請を受理しております。今回、無償での提供ということなのですが、もともと寄附する予定で渡人が既に取得しておいて、無償で提供という形となっております。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませぬか。

○17番（片上委員） 今の関連でございませぬが、私も自治公民館を持っていまして、地縁団体も組んでいまして、3～4年前から敷地の拡張を行うために農政企画課のほうに申請をするのですけれども、そういう団体は土地は買えませぬということで、毎年はねられてきているのですけれども、大丈夫なのですね。いろんな条件があるかと思ひますが。

○事務局（領家） 転用に関しては可能だと思ひます、そのほかの法令等に認められない場合はできない場合もあります。転用に関しては地縁団体で申請は可能です。

○17番（片上委員） 今まで私が申し込んだときには、そういう団体は買えませんということで何回もはねられているのですが、大丈夫なのですね。もう一回、私もそこに行って確認をしてみたいと思います。

○事務局（川越） 補足説明しますが、今回の議案は公民館建設なので、一種農地の不許可の例外、集落接続に該当し、自治会が公民館を建てるので転用が可能となります。例えば、自治会が耕すための農地を取得するという話になってくると、話が変わってくるので、注意していただきたいと思います。今回は公民館を建てるということで、その公民館を建てる不許可の例外として集落接続に該当する。そして、公民館を建てる人は、個人でなく、自治会が建てる。ですから、そういう形で申請に上がっているということで御理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号141を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字恒久在住の農家、受人は宮崎市大字赤江に本拠を置く幼稚園を運営する法人です。申請地は、宮崎市大字田吉にあります赤江地域センターから東に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を幼稚園園庭及び露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号142を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家2名、受人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家で、家族です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を造成し通路等として利用しており、今回、申請地に牛舎等を建築したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は敷料に混ぜて堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

また、同様に「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、番号143、16ページの番号151です。

なお、番号151の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに、露天資材置場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号 145 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の農家、受人は宮崎市田野町に本拠を置く肉用牛の生産販売等を営む法人です。申請地は、宮崎市田野町にあります七野小学校から南に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は敷料に混ぜて堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、20 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、21 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、22 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、23 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 49 号非農地証明について、24 ページを議題とします。

○事務局(川越) 議案第 49 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地で

あること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件について説明いたします。

まず、申請番号20は、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

最後に、申請番号21は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、7月20日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第50号農用地利用集積計画の決定について、25ページから53ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、川越正彦委員、中村和寛委員、松田真郎委員の退室を求めます。

（12番川越正彦委員、21番中村和寛委員、24番松田真郎委員退室）

○事務局（新川） 議案第50号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、25ページの番号91番から29ページの番号

99 番までの 9 件でございます。

利用権設定につきましては、30 ページの番号 459 番から 53 ページの番号 502 番までの 44 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 3 件、新規設定が 9 件、賃借権の再設定が 6 件、新規設定が 26 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） この案件の中で、認定新規就農者の数が大分多いと感じるんですよね。これは私たちが事業をする中で、今頃の時期に農地の貸し借りの申請等をするれば、一番 9 月、特に施設はいいんじゃないかと思うんですが、今頃これを出されるということは、相当前から皆さん方いろいろ準備をされてきて、今の時期に貸し借りがなされたのかなと思って。それで、大変いい案件がずらっと並んだなと思って、感心して見させていただきました。質問ではありません。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○1 番（日高委員） 農用地利用集積計画の中間管理機構との契約の立会委員がないという場合は、どういう場合があるんですか。中間管理機構と貸借権設定をするということは、農業委員会が中に入って設定をするんじゃないかなと思っていたんですけども、農業委員が中に入らないで設定する場合もあるんですか。

○事務局（新川） 事務局のほうで中間管理分の計画書をお預かりして、その計画書に立会委員が記載してある場合は、ここに立会委員を入れているのですが、立会委員が入っていないところは、そのまま「なし」とさせていただいております。ただ、委員さんにぜひ立会いをしていただきたいというのがあるので、来月からは事前に農政企画課のほうからどういった案件が上がってくるかというのを教えていただいて、地区別連絡会の場で、また皆さんにこういった内容で中間管理を設定しようという計画がありますということで公表させていただいて、契約に立ち会っていただく予定としておりますので、来月からは全件立会委員が入る予定となっております。また御協力をお願いいたします。

○1 番（日高委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

川越正彦委員、中村和寛委員、松田真郎委員の入室を求めます。

（12 番川越正彦委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員入室）

○議長（松田） 次に、54 ページから 60 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、54 ページの番号 503 番から 60 ページの番号 516 番までの 14 件でございます。

なお、60 ページの番号 515 番、516 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 46 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 47 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」で

ございまして、その数 20 件でございます。

報告第 48 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 49 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 15 件でございます。

報告第 50 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 51 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 14 件でございます。

報告第 52 号は、「農用地利用集積計画の失効について」でございまして、その数 1 件でございます。

なお、報告第 46 号、第 47 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 48 号、第 49 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 3 年第 8 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 22 分閉会